

荒廃森林緊急整備事業費補助金（人工林整備）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

管理放棄され、荒廃のおそれのある人工林の森林整備（間伐等）を行う場合、国庫補助事業に合わせ、本事業で上乗せして補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

森林所有者と知事が森林管理に関する協定を結んだ民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林

(2) 対象経費：間伐等及びそれに必要な森林作業道の整備に要する経費

(3) 補助率：標準経費の32%以内を嵩上げ

(4) 補助上限額：国庫補助事業補助金との合計額が実行経費を上回る場合は、実行経費を上限（森林作業道については、間伐1ha当たり100m分の額を上限）

(5) その他：国庫補助を受ける場合、本事業も合わせて補助（申請は別途）

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和7年5月下旬頃に公表済み)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：里山造林担当

(3) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課	023-621-8152
最上総合支庁森林整備課	0233-29-1348
置賜総合支庁森林整備課	0238-35-9053
庄内総合支庁森林整備課	0235-66-5525

森林資源再生事業費補助金（再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

再造林を行う場合に国庫補助事業に合わせて本事業で上乗せして補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ 民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林
- ・ 国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上の再造林

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行う経費

(3) 補助率：標準経費の22%又は24%相当

(4) 補助上限額：標準経費の90%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

(5) その他

国庫補助事業の補助を受ける場合に、本事業も合わせて補助（申請は別途）

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(春季から秋季まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和7年5月下旬頃に公表済み)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8152 最上総合支庁森林整備課 0233-29-1348 置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053 庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5525

森林資源再生事業費補助金（小面積再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

小面積の再造林を行う場合に、苗木購入経費を補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 次のいずれかに該当する民有林（公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く）

①植栽面積が0.05ha以上0.1ha未満

②国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上1.0ha未満の再造林

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行うための苗木購入経費（他事業で補助を受けた分相当を除く。）

(3) 補助率：(1) ①の場合：苗木購入経費の100%以内

(1) ②の場合：標準経費の34%相当

(4) 補助上限額：(1) ①の場合：樹種毎に上限あり、令和7年5月下旬頃に公表済み

(1) ②の場合：標準経費の70%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(春季から秋季まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和7年5月下旬頃に公表済み)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 5 2
最上総合支庁森林整備課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 4 8
置賜総合支庁森林整備課	0 2 3 8 - 3 5 - 9 0 5 3
庄内総合支庁森林整備課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 5

林業・木材産業循環成長対策事業費補助金（森林整備地域活動支援対策）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

集約化施業による搬出間伐などの取組を積極的に促進するため、森林所有者及び林業事業体等による森林経営計画の作成のための合意形成や森林境界の明確化、及びこれらを進める上で必要となる既存路網の簡易な改良を支援します。

3 利用対象者

林業を営む者、森林所有者、森林組合、市町村等

4 支援内容

○森林経営計画の作成促進

- (1) 対象経費：森林経営計画の作成に必要な活動等に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

○森林境界の明確化

- (1) 対象経費：森林境界の確認に必要な活動等に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

○森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備

- (1) 対象経費：作業路網の簡易な改良に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：40,000円/ha

※補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和7年度分の募集は終了しました。
※令和8年度分は令和7年5月以降に募集します。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各市町村林務担当
- (3) 申込み先：各市町村林務担当

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8286
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6065
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5534